

令和 5 年度輸出先国・地域における規制等への対応の強化委託事業

深掘レポート(第 2 回) : EU の立法過程



Eurovision & Associates

2024 年 10 月

目次

1	はじめに	1
2	EU の立法手続	1
2.1	通常立法手続き (Ordinary Legislative Procedure)	1
2.1.1	トリログ交渉	3
2.1.2	調停委員会 (Conciliation Committee)	4
2.2	特別立法手続き (Special Legislative Procedure)	4
3	EU 機関の役割	5
3.1	欧州委員会	5
3.2	欧州議会	5
3.2.1	欧州議会の専門委員会の役割	5
3.2.2	欧州議会全体会議	6
3.3	EU 理事会	7
3.3.1	EU 理事会内部での法案審査	7
3.4	経済社会評議会 (EESC) および欧州地域委員会 (CoR)	8
4	立法行為 (Legislative acts)	8
4.1	規制 (regulation)	8
4.2	指令 (Directive)	9
4.3	決定 (Decision) ・勧告 (Recommendation) ・意見 (Opinion)	9
4.4	ガイドライン (Guideline)	9
5	非立法行為 (Non-Legislative acts)	10
5.1	実施規則 (Implementing acts) とその手続き	10
5.2	コミットロジー (Comitology) 過程	10
5.3	委任規則 (Delegated acts) とその立法手続	11
6	公開協議 (Public Consultation)	12
7	貿易の技術障害 (Technical Barriers to Trade : TBT) に関する規則の事前通知行為について	12
7.1	TBT の事前通知	13
8	実際の手続の手順	14
8.1	通常立法手続	14
8.1.1	欧州委員会での提案内容の決定過程	15
8.1.2	欧州議会での採択過程	15
8.1.3	EU 理事会での採択過程	16
8.2	実施規則	16
8.3	委任規則	17
9	結びに代えて	17

1 はじめに

欧州連合(EU)は、EU 機関の下、欧州の 27 カ国とその国民から成り立つ組織である。EU の特徴の一つに、複雑な立法過程が挙げられる。EU の立法過程は、多段階のプロセスを経て成立される。これに加え、複数の EU 機関が存在し、それぞれ、立法過程において異なる役割を負っている。また、EU が多くの加盟国から成り立っている組織であるという性質上、EU レベルで作成される法律は、各加盟国でも適用される必要がある。これは、発効される EU 法の種類によって、EU 法と国内法の整合度が異なることを意味する。本レポートは、この EU の複雑な立法過程と EU 法に対する理解を深めることを目的とし、主に、立法手続、各 EU 機関の役割と EU 法の種類について解説するものである。なお、本レポートは、2023 年度のプラットフォーム事業の一環として作成された EU の立法過程に関する概要レポートを補完する内容となっている。

2 EU の立法手続

EU の立法過程は、主に、通常立法手続と特別立法手続で二分することができる。以下では、これら二つの手続とそれに付随する EU 機関による会合（トリログ交渉、調停委員会）について解説する。

2.1 通常立法手続き (Ordinary Legislative Procedure)

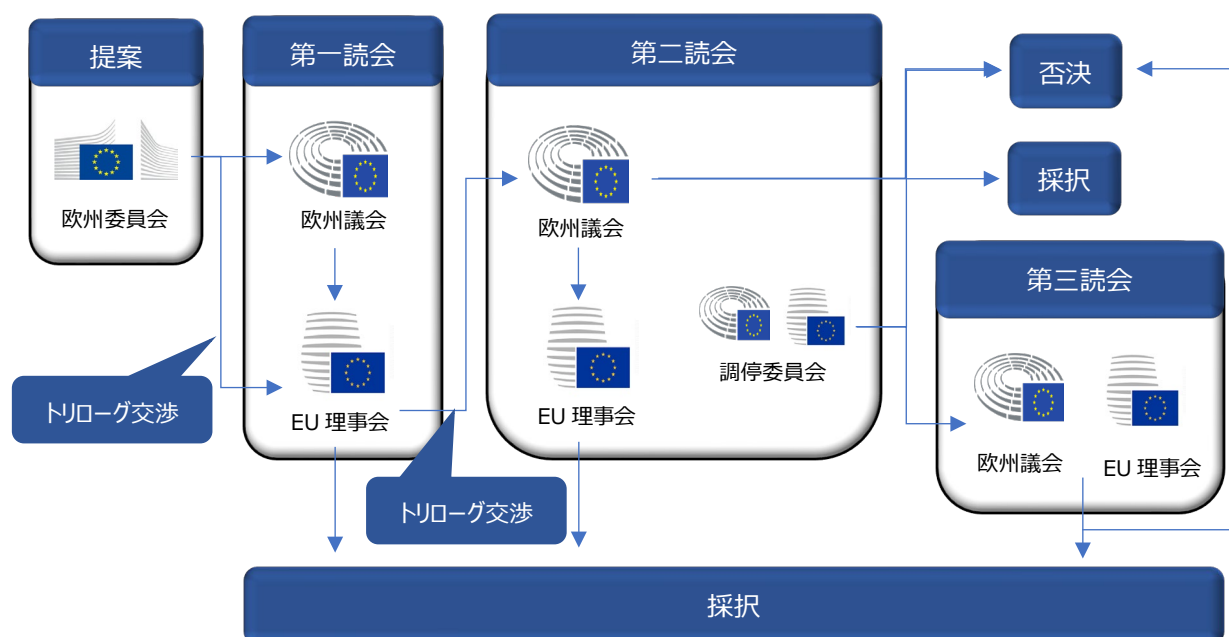
通常立法手続は、欧州連合機能に関する条約 (TFEU) の第 289 条と 294 条を法的根拠としている。また、大多数の EU 法の採択において、本手続が適用されている。通常立法手続は、必ず、欧州委員会による草案の提案から開始されなければならない。欧州委員会による草案は、欧州議会と EU 理事会に送付され両機関で内容の審議が行われ、各機関で提案内容の修正有無が審議される。欧州議会、EU 理事会の順で草案を採択しなければならない。両機関による修正がない場合は、法案は正式に可決され、法文書の作成に取り掛かる。正式な法文書は、EU 官報掲載日、もしくは、一般的には官報の掲載から 20 日後に発効する。

修正が発生する場合、両機関は、それぞれの見解を反映した修正案の採択を実施する。両機関による修正案の作成後、双方の修正案を反映するための非公式の交渉が実施される。これをトリログ交渉と呼ぶ（後述）。トリログ交渉によって両機関が合意した法案をもとに、正規の法文書が作成される。その後、欧州委員会、欧州議会の立法総局と EU 理事会の立法品質総局、その他法務機関により、法言語の観点から対象の法案の正式文書を約 8 週間かけて作成される。この法文書に対して、両機関内でそれぞれ、正式採択が行われる。両機関による採択が完了された後、両機関の議長による署名が行われ、EU 官報に掲載される。官報に掲載された EU 法は、官報掲載日、もしくは、官報掲載から 20 日後に発効する。

両機関による採択過程を読会と呼び、最大で三回実施される。第二読会で採択が失敗した場合、EU 理事会、欧州議会から構成される調停委員会が 6 週間以内に結成され、担当する欧州委員会の欧州委員による主導の下、共同文書 (Joint Text) が作成される¹。この文書をもとに第三読会が行われる。ここで、共同文書の作成失敗、もしくは、第三読会にて EU 理事会と欧州議会のどちらか一方が共同文書の内容の採択を失敗した場合、法案は棄却される。棄却された法案は、再度、欧州委員会による提案から立法過程が開始される。通常立法手続のフローと注意事項は以下の通りである。

¹ https://www.europarl.europa.eu/cmsdata/255709/OLP_2020_EN.pdf

通常立法手続のフロー



欧州委員会による提案

- 欧州委員会が専門家による分析と利害関係者との協議に基づいて法案を作成
- 作成した法案を欧州委員による会議（College of Commissioners）にて口頭手続き（Oral Procedure）もしくは、議論を行わない書面手続き（Written Procedure）にて採択
- 欧州委員会による法案を欧州議会と EU 理事会に提案
- EU 理事会が見解を作成する前であれば、欧州委員会は棄却権（Right of Withdrawal）を行使可能²
- 法案作成にあたり、欧州委員会は必要に応じてリスクアセスメントを実施

第一読会

欧州議会

- 欧州議会議長により、欧州委員会が提案した法案を審査する専門委員会を決定
- 専門委員会にて報告者（Rapporteur）、影の報告者（Shadow Rapporteur）を中心に法案を審議し、委員会内で多数決により決定した内容を欧州議会総会にて多数決を用いて採択
- トリログ交渉を EU 理事会、欧州委員会とともに実施し、法案の暫定合意（Provisional Agreement）を形成、その後、欧州議会総会にて事前合意内容を基にして作成された法文書を多数決にて正式採択

EU 理事会

- 欧州委員会による提案後、EU 理事会議長国が担当の作業部会（Working Group）を選定。
- 作業部会が法案内容を審査し、EU 理事会の見解を作成、各 EU 加盟国の常駐（副）代表委員会（COREPER I もしくは COREPER II）に提出。

² https://www.europarl.europa.eu/cmsdata/255709/OLP_2020_EN.pdf

- COREPER 内で内容を再度審議し、合意に至らない内容については、各部門の閣僚理事会で議論を行い、EU 理事会の正式見解を特定多数決（Qualified Majority Voting : QMV）で採択
- トリローグ交渉を欧州議会、欧州委員会とともに実施し、暫定合意（Provisional Agreement）を決定、合意内容を基に作成した法文書を EU 理事会内で QMV を用いて正式に採択

第二読会

欧州議会

- 法案が EU 理事会の修正、もしくは差し戻しを受けた場合、欧州議会は法案再検討を開始
- 第一読会で指定された報告者と影の報告者を中心に担当委員会内で、EU 理事会の見解を踏まえた法案を多数決にて同委員会内で決定
- 委員会内で決定した修正案を欧州議会総会で決議。この内容に対して、さらなる修正、否決をする場合、総会にて欧州議会議員の過半数による賛成が必要

EU 理事会

- 担当となる閣僚理事会が、欧州議会が提案した内容に対して QMV にて決定

EU 理事会によって欧州議会の改正案が否決された場合、欧州委員会、欧州議会、EU 理事会で開催される調停委員会（Conciliation Committee）を設置し、共同文書（Joint Text）を作成

第三読会

欧州議会

- 共同文書を多数決にて採択

EU 理事会

- 共同文書を QMV にて採択

第三読会で法案を正式に採択するには、両 EU 機関の承認が必要となる。どちらかの機関が否決した場合、提案は採択されず、手続きは終了となる。採択が失敗し、立法過程が終了した場合、欧州委員会は、終了した法案に修正を加えて、両 EU 機関に新たに提案することで、再度立法過程を開始することができる。

2.1.1 トリローグ交渉³

欧州議会と EU 理事会は、立法手続のどこかの時点で、対象の法案を双方が許容出来るものに調整する非公式の会議を実施する。この調整は、両 EU 機関に加えて、欧州委員会が調停役として参加することからトリローグ(三者)交渉と呼ばれている。トリローグ交渉は、通常、非公式に実施されており、会議の具体的な内容知ることができず、概要のみしか知ることができない。同交渉は、立法手続きのどの段階でも開催することができ、第一読会、第二読会の実施前、または調停委員会の実施前などに行われる。交渉の主な方法は、欧州委員会による提案と欧州議会、EU 理事会それぞれの見解（修正案）と妥協案が並列して記載されており、各機関がそれぞれの立場を説明する形で進行される。なお、トリローグで合意された内容は暫定的なものであり、暫定合意内容は、追って欧州議会と EU 理事会にて、それぞれ、正式な手続きを経て採択されなければならない。トリローグ交渉は、通常立法手続

³ https://www.europarl.europa.eu/cmsdata/255709/OLP_2020_EN.pdf

の時間短縮において重要な役割を担っており⁴、1990年代半ばに導入されて以降、第一読会での法案正式採択件数が増加しており、2014から2019年に採択されたEU法の約9割が第一読会で採択が完了している⁵。

2.1.2 調停委員会 (Conciliation Committee)⁶

第二読会での交渉が失敗した際に実施される調停委員会は、27人のEU加盟国代表と27人の欧州議会議員で構成され、欧州議会およびEU理事会の議長によって招集される。調停手続の開始にあたって、EU理事会の第二読会終了後6週間以内(延長が合意された場合は8週間以内)に調停委員会を招集し、そこから、6週間以内(延長が合意された場合は8週間)に、共同文書を作成し、同委員会内で合意に達しなければならない。調停委員会は、欧州議会とEU理事会が交互に主催する形となる。欧州委員会は、関連する分野の欧州委員が本委員会に参加する。

調停委員会の実施前には、トリログ交渉がそれぞれの代表団によって行われる。トリログ交渉と調停委員会の間には、欧州議会とEU理事会代表団の個別会議も開催され、交渉の各段階で達成された進展を各代表団内で共有し、調停委員会の交渉チームに新たな方針が決定される。最初の調停委員会で両代表団の合意形成が見込めない場合、上述の6-8週間の期限内に、トリログを含むさらなる交渉を開催することができる。調停行為は、必要に応じて書面による手続きで完了することができるが、2つの機関が調停委員会で合意に達しない場合、対象提案は棄却となる。

2.2 特別立法手続 (Special Legislative Procedure)

上述の通常立法手続とは異なり、特別立法手続の大きな特徴は、立法過程がより単純化されていることにある。欧州連合機能条約 (TFEU) 第289条2項では、EU理事会は、①同意手続、②諮問手続のどちらか一方の手続を経て法案を採択すると規定している⁷。すなわち特別立法手続は、主に、これら二つの手続に分類することができる。各手続の説明と欧州議会、EU理事会の役割は以下のとおり。

同意手続 (Consent)
<u>欧州議会</u> - 欧州委員会による法案の提案後、欧州議会は多数決によって提案に賛同または拒否することができる。 <u>EU理事会</u> - 欧州議会が賛成した場合のみ、EU理事会は、法案の最終的な採択を行う。 - EU理事会は、欧州議会の決定を覆すことはできない。 欧州議会による拒否権は、TFEU 352条を根拠に認められているが、拒否権の使用は減多になく、修正の提案に留まっている ⁸ 。本手続は、貿易協定などの国際協定の採択や基本的権利の侵害への対応、EUへの加盟、離脱の際に適用される。

諮問手続 (Consultation)
<u>欧州議会</u> 欧州委員会が法案をEU理事会に提案後、欧州議会による諮問会議の開催が義務付けられている。

⁴ [https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2021/690614/EPRS_BRI\(2021\)690614_EN.pdf](https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2021/690614/EPRS_BRI(2021)690614_EN.pdf)

⁵ [https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2021/690614/EPRS_BRI\(2021\)690614_EN.pdf](https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2021/690614/EPRS_BRI(2021)690614_EN.pdf)

⁶ https://www.europarl.europa.eu/cmsdata/255709/OLP_2020_EN.pdf

⁷ <https://eur-lex.europa.eu/EN/legal-content/glossary/special-legislative-procedure.html#:~:text=The%20special%20legislative%20procedure%20means,the%20majority%20of%20EU%20legislation>

⁸ <https://www.europarl.europa.eu/about-parliament/en/powers-and-procedures/legislative-powers>

- 欧州議会は修正案を提案できるが、法案に対する採択権限は付与されていない。

EU 理事会

- 欧州議会による諮問の後、EU 理事会での採択が行われる。

EU 理事会は、欧州議会の見解を受け入れる義務は発生しない。ただし、欧州司法裁判所の見解では、EU 理事会は、欧州議会からの提言を待たずに採決を行うことは違法だという⁹。

本手続は、競争政策（TFEU 第 103 条）や間接税の域内調和（TFEU 第 113 条）のような特定分野において実施される¹⁰。

3 EU 機関の役割

EU の立法過程において、実際に、立法行為を行う EU 機関は 3 つ（欧州委員会、EU 理事会、欧州議会）である。以下では、これらの EU 機関の立法過程における役割と、その他関連する EU 機関に関して記載する。

3.1 欧州委員会

EU 域内で適用されるほぼ全ての EU 法は、欧州委員会による提案を起点として、立法過程が開始される。欧州委員会は、対象となる EU 法の草案を作成し、EU 理事会と欧州議会に作成した草案を送付することで、立法過程が開始される。提案にあたって、欧州委員会は、EU 法の草案を採択する必要がある。欧州委員会内での採択過程は、欧州委員会委員長、副委員長、各担当欧州委員のみで行われる、週一回の定例会議にて議論を実施する口頭（Oral Procedure）もしくは、議論が実施されない書面手続き（Written Procedure）での採択が行われる。欧州委員会による法案の提案は、通常立法過程、特別立法過程で共通している。他にも、欧州委員会は法案作成にあたっての影響評価（Risk Assessment）や、本レポート第 6 項記載の公開協議（Public Consultation）の実施も担っている。また、欧州委員会は、提出した草案を棄却する権利も持ち合わせており、第一読会前の EU 理事会の見解を反映した修正案の採択実施前であれば、あらゆる時期において、提案を棄却することができる。本権利は、提案の目的が歪められたと認識された場合などに行使することができる。これは、欧州司法裁判所が 2015 年に発表した見解によるものである¹¹。これに加えて、欧州委員会は、EU 理事会と欧州議会間での法案作成の際に行われるトリログ交渉や調停委員会の進行役や、法案に関する追加の説明などを行う。

3.2 欧州議会

欧州議会は、EU 理事会と同様に法案の採択を実施する機関である。欧州議会は、720 人の議員から成り立っており、欧州委員会から提案された法案を審議し、総会で採択することになる。欧州委員会から提案された法案は、欧州議会内の各専門委員会内で精査されることとなる。欧州議会には現在、24 の専門委員会が存在している。農・漁業分野であれば、環境・公衆衛生・食品安全（ENVI）委員会、農業・農村開発（AGRI）委員会、漁業（Fisheries）委員会が該当する¹²。

3.2.1 欧州議会の専門委員会の役割¹³

欧州委員会が法案を欧州議会に提案した後、欧州議会議長は、担当する専門委員会を任命し提案内容の審議を要請する。審議を開始するにあたり、欧州議会議員が所属する各政治グループはポイントによる落札形式で、

⁹ https://www.europarl.europa.eu/cmsdata/255709/OLP_2020_EN.pdf

¹⁰ [https://eur-lex.europa.eu/EN/legal-content/glossary/special-legislative-procedure.html#:~:text=The%20special%20legislative%20procedure%20means,the%20majority%20of%20EU%20legislation\).](https://eur-lex.europa.eu/EN/legal-content/glossary/special-legislative-procedure.html#:~:text=The%20special%20legislative%20procedure%20means,the%20majority%20of%20EU%20legislation).)

¹¹ [https://www.europarl.europa.eu/thinktank/en/document/EPRS_BRI\(2021\)689364](https://www.europarl.europa.eu/thinktank/en/document/EPRS_BRI(2021)689364)

¹² <https://www.europarl.europa.eu/committees/en/about/list-of-committees>

¹³ https://www.europarl.europa.eu/cmsdata/255709/OLP_2020_EN.pdf

報告者（Rapporteur）を選定する権利を得て報告者を任命することができる¹⁴。報告者は、政治グループや専門家との協議や、公聴会を開催し、法案に関する関連情報を収集し、修正案を含む報告書の草案を作成する役割に加えて、EU 理事会や欧州委員会との交渉の役割を持つ¹⁵。一方で、欧州議会の見解に政治的中立性を保つために、報告者の所属政治グループ以外から「影の報告者(Shadow Rapporteur)」を選任し、報告者と共同で意見形成を行う¹⁶。法案の精査にあたり、欧州議会議長が任命した専門委員会以外にも複数の委員会（以下参照）が法案の審議に関与している。

委員会名	主な役割
意見提言委員会（Opinion Committee）	欧州議会議長承認のもと、法案に関する見解などを担当委員会に提出する。第二読会での役割はなし。
関連委員会（Associated Committee）	欧州議会議長、もしくは、各委員会の委員長が、法案が異なる委員会が担当すべきであると判断した場合、関連する複数の委員会が共同で法案を審議することとなる。ただし、関連委員会は担当委員会と同様の決定権を有していない。
合同担当委員会（Joint Committee）	法案が異なる分野が関連し、かつ、それが、分別して対処できないと欧州議会議長、もしくは、各委員会の委員長が判断した場合、複数の委員会が合同で、担当委員会の役割を担う。トリログ交渉にも参加。

なお、第二読会にて、欧州議会による EU 理事会の法案修正を行うためには 4 つの条件があり、これらの条件の 1 つを満たしている場合にのみ、担当委員会は、EU 理事会の法案を改正・修正することができる。

- 第一読会で欧州議会が採択した立場を完全にまたは部分的に回復する場合
- EU 理事会の法案に対する妥協案を作成する場合
- 第一読会における EU 理事会の修正文書の一部修正(当初の欧州委員会提案に含まれていなかった、または内容が異なる部分)する場合
- 第一読会における欧州議会の修正採択後に生じた新たな事実または法的状況を考慮している場合

3.2.2 欧州議会総会¹⁷

第一読会において、欧州委員会の提案に対する修正案を担当専門委員会が採択した場合、欧州議会の総会でこの修正案が採択にかけられる。投票に先立ち、総会では議員の主張や、欧州委員会、EU 理事会の見解表明の場が設けられている。総会において、担当委員会、政治グループ、または少なくとも全欧州議員の 20 分の 1 に相当する議員集団が、新たに追加の修正案、もしくは、修正案の採択後に担当委員会が採択した修正案の差し戻しを要請する権限を所有している。

第二読会では、担当委員会で採択された法案、および暫定合意に達した法案は、総会で採決にかけられる。第一読会と同様に、総会では、欧州委員会と EU 理事会による見解表明、担当委員会、政治グループ、または少なくとも全欧州議会議員の 20 分の 1 に相当する議員集団による追加の修正案の提出が許可されている。また、欧州

¹⁴ [https://www.europarl.europa.eu/RegData/presse/pr_post_story/2006/EN/03A-DV-PRESSE_STO\(2006\)07-25\(09938\)_EN.pdf](https://www.europarl.europa.eu/RegData/presse/pr_post_story/2006/EN/03A-DV-PRESSE_STO(2006)07-25(09938)_EN.pdf)

¹⁵ https://www.europarl.europa.eu/cmsdata/255709/OLP_2020_EN.pdf

¹⁶ <https://www.europarl.europa.eu/topics/en/article/20150328STO39002/from-rapporteur-to-coordinator-the-different-roles-taken-on-by-meps>

¹⁷ https://www.europarl.europa.eu/cmsdata/255709/OLP_2020_EN.pdf

議会は、修正を加えずに、第一読会で発表された EU 理事会による修正案を総会で承認することができる。第二読会で、欧州議会が法案を否決した場合、法案は棄却となり立法手続は終了となる。

3.3 EU 理事会

EU 理事会は、EU 加盟国（27 カ国）の閣僚によって構成されている。同理事会の議長は輪番制で、各加盟国が半年の任期で務めることになっている。この間、議長国は、文字通り理事会議長として理事会の円滑な議事運営を図る。長期的な計画と継続性を確保するため、議長国に就任する加盟国は次期及び次々期の 3 カ国で協力し、18 ヶ月間の共同目標と議題を設定している。2024 年 10 月現在の議長国はハンガリーで、次期議長国のポーランド、次々議長国のデンマークが協力している¹⁸。同機関の EU 立法手続における役割は、欧州委員会から提案された草案内容の精査・改正・承認である。EU 法の採択にあたり、EU 理事会で採用されている特定多数決方式（Qualified Majority Voting: QMV）による可決には、EU 理事会の加盟国の 55%（EU 加盟国 27 カ国中 15 カ国の賛成）と EU 総人口の 65%（約 3 億人に相当¹⁹）に相当する加盟国による賛成が必要となる²⁰。これは、上述の賛成 15 カ国の合計人口が約 3 億人を上回らなければならないことを意味する。QMV は、民意を反映した投票である一方で、加盟国間で見ると、ドイツやフランスなど人口の多い加盟国の動向が EU 理事会での意思決定において重要な要素となっていると言える。ただし、例外として、反対する加盟国数が 4 カ国以下である場合、たとえ賛成国の総人口が 65%に達しない場合でも、法案は正式に採択される²¹。

3.3.1 EU 理事会内部での法案審査

欧州委員会から提案された法案は、まず加盟国の実務者（官僚）で構成される作業部会(Working group)で詳細が検討され、各加盟国の立場を反映した修正案が作成される。その後、修正案は常駐代表委員会（COREPER）に提出される。COREPER は、各加盟国の常駐代表(大使級)または副代表で構成される委員会であり、各理事会の下部組織として立法手続きを準備する役割を担っている。COREPER には、COREPER I と COREPER II が存在し、それぞれで担当分野や構成メンバーが異なる²²。それぞれの担当分野は以下の通り^{23,24}。なお、通常立法手続で実施されるトリローク交渉では、この作業部会、もしくは、COREPER が担当することとなる²⁵。

COREPER I
構成メンバー：各国の常駐副代表 担当分野：環境・エネルギー、運輸、イノベーション、域内市場・産業政策、農業・漁業、教育、青少年、文化・スポーツ、市場競争

COREPER II
構成メンバー：各国の常駐代表 担当分野：経済・金融問題、外交問題、司法、内務、その他一般政務

¹⁸ <https://www.consilium.europa.eu/media/56627/presidencies-until-2030.pdf>

¹⁹ https://ec.europa.eu/eurostat/databrowser/view/DEMO_GIND__custom_7127262/default/table

²⁰ <https://www.consilium.europa.eu/en/council-eu/voting-system/qualified-majority/>

²¹ <https://www.consilium.europa.eu/en/council-eu/voting-system/qualified-majority/>

²² https://www.europarl.europa.eu/cmsdata/255709/OLP_2020_EN.pdf

²³ <https://europeanunion.diplomatie.belgium.be/en/about-us/coreper-i>

²⁴ <https://europeanunion.diplomatie.belgium.be/en/about-us/coreper-ii>

²⁵ https://www.europarl.europa.eu/cmsdata/255709/OLP_2020_EN.pdf

COREPER は、作業部会から提出された修正案を審議し、理事会での採択に向けた合意形成を図る。COREPER で合意に達した法案は、理事会議題の「A」項目となり、理事会での QMV を用いた採択が求められる。一方で、COREPER 内で合意形成に失敗した場合、EU 理事会の分野毎の加盟国閣僚で構成される理事会にて議論が行われ、最終的には A 項目と同様に QMV を用いて採択される²⁶。農業や漁業関連は農漁業理事会が担当することとなる。

3.4 経済社会評議会（EESC）および欧州地域委員会（CoR）²⁷

EESC は、雇用者団体、被雇用者団体、および市民社会を代表する団体（特に社会経済、市民、専門職、文化分野）の代表者で構成される協議機関である。CoR は、地域および地方の代表で構成される協議機関である。これらの機関は、通常それぞれの関心領域に関連する政策について欧州委員会、欧州議会および EU 理事会による諮問を受ける場合がある。通常立法手続においてこれら委員会への諮問が義務付けられている場合、欧州議会はこれらの機関の見解を聞く前に第一読会を完結することができない。この見解の提出にあたり、欧州議会、EU 理事会または欧州委員会は、見解提出期限を定めることができる。両委員会は、さらに、自発的に意見を採択することもできる。さらに、CoR は、補完性の原則の侵害を理由に、立法行為の無効を求めて司法裁判所に提訴する権利を有する。

4 立法行為（Legislative acts）²⁸

EU が発表する文書には、法的拘束力を持つものと、持たないもので分別することができる。以下では、それぞれの文書の特徴を説明するものである。以下表の規則（Regulation）から意見（Opinion）までは、二次法（Secondary Act）と呼ばれる。二次法とは、EU が発足するにあたって制定された二つの条約、すなわち欧州連合条約（TEU）と欧州連合の機能に関する条約（TFEU）を基に作成されたものである²⁹。

	法的拘束力	国内法への適用	対象
規則（Regulation）	○	×	EU 加盟国
指令（Directive）	○	○	EU 加盟国
決定（Decision）	○	×	EU 加盟国、企業、個人
勧告（Recommendation）	×	×	EU 加盟国
意見（Opinion）	×	×	EU 加盟国
ガイドライン（Guideline）	×	×	EU 加盟国

4.1 規則（regulation）³⁰

規則（Regulation）は、発効と同時にすべての EU 加盟国に自動的に一律に適用される法律であり、各加盟国の国内法に適用する必要はない。これは、EU 規則が EU 加盟国の国内法よりも優位にあることを意味する。EU 加盟国は、規則に記載されている内容全てを遵守しなければならない。規則は、EU 全体で統一した政策をとる際に用いられるものである。立法手続は、主に通常立法手続、もしくは特別立法手続を経て実施されることとなる。

²⁶ <https://www.consilium.europa.eu/en/council-eu/decision-making/>

²⁷ https://www.europarl.europa.eu/cmsdata/255709/OLP_2020_EN.pdf

²⁸ https://european-union.europa.eu/institutions-law-budget/law/types-legislation_en

²⁹ https://commission.europa.eu/law/law-making-process/types-eu-law_en

³⁰ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=LEGISSUM:regulation>

4.2 指令 (Directive) ³¹

指令 (Directive) は、EU 加盟国に一定の結果を達成することを求めるが、その方法は EU 加盟国に委ねられている。EU 加盟国は、指令が定めた目的を達成するために、国内法に適用する必要がある。各国当局は、決定した国内措置を欧州委員会に伝えなければならない。国内法への適用は、指令が採択された際に定められた期限（通常 2 年以内）までに行わなければならない。ある国が指令の国内法への適用を行わない場合、欧州委員会は欧州司法裁判所に侵害訴訟を起こすことができる。

指令で定められる基準は、下限、もしくは、上限で定められている。前者の場合、すでに、EU が定める基準より高い基準を設定している EU 加盟国に配慮している。後者の場合、EU 加盟国は、定められた基準よりも高い基準を設定することができない。立法手続は、主に、通常立法手続、もしくは特別立法手続を経て実施されることとなる。

4.3 決定 (Decision) ³²・勧告 (Recommendation) ³³・意見 (Opinion) ³⁴

決定は、目的や手段を定めており、加盟国は、記載されている内容全てを遵守しなければならない。決定は、対象を指定することができ、通常、特定の EU 加盟国や、企業などが対象となる。指定された対象は、決定内容を遵守しなければならない。立法手続は、通常立法手続か特別立法手続、もしくは欧州委員会による採択を経て実施されることとなる。

勧告は、対象者に法的義務を課すことなく、各欧州機関が自らの見解を公表し、法解釈や行動指針を提案することを可能にするものである。例えば、欧州委員会は、刑事事件における被疑者の権利、EU 各国の財政に関する政策指針、ゼロ・エネルギー建築物の推進など、幅広いテーマについて勧告を発表している。これに加え、欧州議会、欧州理事会、EU 理事会、欧州中央銀行といった他の EU 機関も勧告を発表している。

意見は、EU 機関が、意見の対象者に法的義務を課すことなく、声明を発表することを可能にする手段である。例えば、EU 加盟を申請する国について、EU 理事会は、欧州委員会に対し、この申請に関する意見を提出するよう要請する。また、EU 理事会は、加盟国の予算について、各 EU 加盟国の経済連携プログラムに関する意見を発表する。

4.4 ガイドライン (Guideline) ³⁵

ガイドラインは、ある政策分野における将来制定されうる EU 法の枠組みを定めた法的拘束力のないものである。これらの枠組みは範囲が広く、一般的な用語で記述される傾向がある。EU は限られた政策分野でガイドラインを発行している。本ガイドラインは、欧州委員会が政策の正しい実施を支援するために発行する実務的ガイドラインとは別のものである。ガイドラインの適用分野は、マクロ経済政策、雇用政策、共通の外交・安全保障政策など多岐にわたる。ガイドラインの発表により、EU 加盟国はこれらの政策分野において、より高い互換性と統一性を達成することができる。加盟国は政策を決定する際、ガイドラインを考慮しなければならないが、加盟国は自国の政策にガイドラインをどのように取り入れるかについて、裁量権を与えられている。マクロ経済政策と雇用政策の場合、ガイドラインがどの程度実施されているかが監視される。加盟国がガイドラインに従わない場合は、勧告が出される。これらのガイドラインは、EU 理事会もしくは欧州委員会によって提案、採択されるものである。

³¹ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=LEGISSUM:directive>

³² <https://eur-lex.europa.eu/EN/legal-content/glossary/decision.html>

³³ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=LEGISSUM:recommendations>

³⁴ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=LEGISSUM:opinion>

³⁵ <https://www.eumonitor.eu/9353000/1/j9vvik7m1c3gyxp/vh7dou1h8az4>

5 非立法行為 (Non-Legislative acts)

非立法行為とは、欧州委員会のみによって採択された規則を指す。これは、主に、実施規則 (Implemented acts) と委任規則 (Delegated acts) が該当する。しかし、場合によっては、規則、指令、決定なども、非立法行為を通して採択される。このような場合、欧州委員会は、EU 理事会や欧州議会より、採択権が譲渡される。ただし、以下に記された条件が伴う³⁶。

- 欧州議会または EU 理事会は、欧州委員会への委任を取り消すことを決定できる。
- 委任規則の発効にあたって、欧州議会または EU 理事会が期限内による異議申し立てをしないこと。

5.1 実施規則 (Implementing acts) とその手続

実施規則は、EU 加盟国間で EU 規則の一貫した実施を保証するために、欧州委員会が提案し、加盟国の代表委員会による見解発表（見解が発表がない場合もある）、あるいは、賛成が表明された後に欧州委員会が正式採択する規則である。ただし、専門委員会の見解次第では、欧州委員会は、採択することが禁止され、対象の法案の修正もしくは上訴委員会 (Appeal Committee) による審議後の採択となる³⁷。実施規則は、既存の EU 規則を補完し、EU 加盟国間の法的統一性を確保するものである。同規則は、対象の EU 規則の特定の分野と一般的な分野双方に適用され、行政的または技術的な性質を持つことが多い。例えば、製品の上市認可や証明書のモデルの明記などが実施規則として規定されている。加盟国はこれらの規則を実施する義務を負い、EU 法の調和のとれた適用を確保するために重要な役割を果たす³⁸。実施規則は、欧州委員会が起草し、コミロジ

（Comitology）と呼ばれるプロセスにおいて加盟国の代表委員会によって審議される。Comitology での審議期間は数日から数ヶ月間と幅がある。一方で、欧州委員会は、約 4 週間にわたり、利害関係者の意見募集を Have your say と呼ばれるオンラインプラットフォーム上で実施する（本レポートの 6 項参照）³⁹。その後、代表委員会の見解が、反対意見でない限り、欧州委員会は実施規則を採択することができる⁴⁰。同プロセスにおいて、代表委員会から反対意見を受けた場合は、法案の修正または上訴委員会へ提出し、再審議が必要となる。最終的に欧州委員会が採択した後、EU 官報に掲載され、適用開始となる。なお、これらの実施規則は欧州議会と EU 理事会にも共有されており、欧州委員会が譲渡されている権限以上の立法行為を行なった際、両 EU 機関による異議の提出義務が認められており、欧州委員会はこの意見を遵守しなければならない⁴¹。

5.2 コミロジ（Comitology）プロセス⁴²

法案が EU 理事会と欧州議会で採択されると、その執行責任は欧州委員会が担う。欧州委員会は加盟国政府や EU 関係機関を通じて政策を執行する。政策の実施にあたって必要な措置を導入するにあたり、欧州委員会はいわゆるコミロジプロセスと呼ばれる、加盟国の代表からなる委員会の補佐を受ける

すなわち、同プロセスでは、各 EU 加盟国の関連部門の専門家などの代表者によって構成される代表者委員会（通称：コミロジ委員会）が、欧州委員会に対し、対象の実施規則の草案についての意見、提言や草案の承認ができる。このコミロジプロセスは、実施規則の正式な採択において必須のプロセスとなっている。また、実施規

³⁶ <https://eur-lex.europa.eu/EN/legal-content/glossary/non-legislative-acts.html>

³⁷ <https://www.consilium.europa.eu/en/council-eu/decision-making/implementing-and-delegated-acts/>

³⁸ https://commission.europa.eu/law/law-making-process/adopting-eu-law/implementing-and-delegated-acts_en

³⁹ https://commission.europa.eu/law/law-making-process/adopting-eu-law/implementing-and-delegated-acts_en#:~:text=As%20part%20of%20the%20Commission%27s,to%20accept%20or%20reject%20it

⁴⁰ <https://www.consilium.europa.eu/en/council-eu/decision-making/implementing-and-delegated-acts/>

⁴¹ https://commission.europa.eu/law/law-making-process/adopting-eu-law/implementing-and-delegated-acts/comitology_en

⁴² https://commission.europa.eu/law/law-making-process/adopting-eu-law/implementing-and-delegated-acts/comitology_en

則の分野によっては、同プロセスにおける権限の範囲が変わってくる。下表では、各分野におけるコミロジープロセスの権限の範囲をとりまとめた。コミロジープロセスは、審査手続と諮問手続に分類できる。審査手続は、投票によって行われ、拘束力を持っているが、諮問手続は拘束力を持たない。前者の場合、実施規則に関するコミロジークomiteeの投票結果によっては、欧州委員会の実施規則が採択されない場合がある⁴³。これらの投票結果は、欧州委員会の Web ページで公表されている。

	対象	コミロジークomiteeの法的拘束力	コミロジークomiteeによる投票方法
審査手続	- 一般的な範囲の実施行為、 - 以下の事項に関連するその他の実施行為: 重大な影響を伴う計画、農業共通政策および漁業共通政策、間、動物、植物の環境、安全および健康の保護、商業共通政策、課税。	あり	QMV
諮問手続	上記以外	なし	なし

実施規則の採択において、欧州委員会が提案した実施規則を EU 加盟国の代表委員会の投票結果により採択失敗に終わった際、もしくは、EU 規則にてコミロジークomiteeによる意見提言が必須だが、同委員会が実施規則の作成過程で意見を表明しなかった場合、上訴委員会（Appeal Committee）に上告することができる。上訴委員会は、代表委員会とほぼ同様の方法で機能する。上訴委員会は、EU 加盟国の代表者で構成されるが、より高職位の代表者で構成される。欧州委員会が議長を務め、代表委員会と同様の投票規則に従う。上訴委員会が委員会が提案した実施規則に反対の裁定を下した場合、欧州委員会はその決定に従わなければならない。

5.3 委任規則（Delegated acts）とその立法手続

委任規則(Delegated acts)は、実施規則と並んで、非立法行為の一つとして、欧州委員会が採択する EU 法の一部であり、国内法を経由せずに全ての加盟国に直接適用される法的拘束力を持つ規則である。特定の EU 規則の非本質的な要素を補足または修正し、その一般的な内容を補完する。加盟国は委任規則を遵守する義務があり、国内法との矛盾が生じた場合は EU 規則が優先される。当規則は、対象となる EU 規則を定期的に改正する必要がある場合に、使用される⁴⁴。欧州委員会は、委任規則の草案を作成した後、約 4 週間の期間を設け、利害関係者からの意見を募集する⁴⁵。この意見募集は、Have your say プラットフォームを通じて行われる。同時に、草案は欧州委員会の各総局に所属する専門家委員会（Expert Group）⁴⁶によって審査される。専門家委員会は、草案の内容が法令の枠内で適切に作成されているかを検証する。欧州委員会は、上記の意見招集と専門家委員会による審査の結果を踏まえて、委任規則を採択する。採択された委任規則は、その後、EU 理事会の

⁴³ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32011R0182>

⁴⁴ https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=LEGISSUM:delegated_acts

⁴⁵ https://commission.europa.eu/law/law-making-process/adopting-eu-law/implementing-and-delegated-acts_en

⁴⁶ <https://ec.europa.eu/transparency/expert-groups-register/screen/home?lang=en>

作業部会と欧州議会に属する関連する専門委員会に送付され、約 2 ヶ月間に渡って精査される。両機関が反対意見を表明しなければ、官報に掲載され、発効・適用開始となる⁴⁷。どちらか一方が反対意見を表明した場合、委任規則の適用開始は阻止される。

6 公開協議（Public Consultation）⁴⁸

欧州委員会は、すべての利害関係者（EU 市民、企業や非政府組織を含む）に対して、欧州委員会のイニシアティブに対する意見を収集するための Have Your Say と呼ばれるプラットフォームを有している。このツールを通して得られた利害関係者の意見を、欧州委員会は EU 法の草案作成に反映させることを目的としている。また、同プラットフォームは、作成中の法案のみならず、すでに適用されている EU 法に対する利害関係者のフィードバックの収集にも利用されている。2017 年 4 月以来、同プラットフォームでは、最も重要なイニシアティブに関するアンケートの利用言語を EU の全公用語で利用可能としている。Have Your Say の Web ページは[リンク](#)からアクセス可能である。Have your say にて募集される情報のカテゴリーについては以下の通り⁴⁹。

Have Your Say の掲載情報

- 影響評価（Call for evidence for an evaluation）
- 評価のための根拠（Call for evidence for an evaluation）
- 評価およびリスク評価のための根拠の募集（Call for evidence for an evaluation and Risk assessment）
- 影響評価のための根拠の募集（Call for evidence for an Impact assessment）
- 実際の評価（Evaluation）：実際の対象事項に対する利害関係者の見解を提出
- 評価の要約（Executive summary of the evaluation）
- 適合性検査の要約（Executive summary of the fitness check）
- 事実の要約報告書（Factual summary report）
- 適合性検査（Fitness Check）
- 影響評価報告書（Impact Assessment report）
- 評価に関する意見（Opinion on Evaluation）
- 適合性検査に関する意見（Opinion on fitness check）
- 影響評価に関する意見（Opinion on Impact assessment）
- スタッフ作業文書（Staff working document）
- 影響評価報告書の要約（Summary of the impact assessment report）

7 貿易の技術的障害（Technical Barriers to Trade : TBT）に関する規則の事前通知行為について

EU では、消費者の健康促進や製品の選択肢の提供、環境保護などを目的に、EU の基準を EU 域外の事業者に適用することを推進している。これらの規制は、場合によっては、EU 域外の事業者に対して、コスト増加や製品の製造工期の長期化など、不要な負担を与えかねない。EU は、加盟国や世界貿易機関（WTO）などの国際的な利害関係者とともに、これらの障害撤廃に取り組んでいる⁵⁰。EU は、WTO に加盟しており、TBT 協定を締結している。同協定により、協定参加国は、貿易の技術的障害となりうる規則案を WTO へ通知しなければならない。こ

⁴⁷ <https://www.consilium.europa.eu/en/council-eu/decision-making/implementing-and-delegated-acts/>

⁴⁸ <https://www.eumonitor.eu/9353000/1/j9vvik7m1c3gyxp/vla1g0soroqw?ctx=vjyqenw8m1ig>

⁴⁹ https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives_en?documentCategory=CFE_EVL_FC

⁵⁰ https://policy.trade.ec.europa.eu/help-exporters-and-importers/accessing-markets/technical-barriers-trade_en

の通知は、他の協定国への情報共有と、提出された法案の審議と場合によっては改正案の提示、発効時期の延期や法案の棄却の要請を通知国に対して行うことを目的としている⁵¹。これは、貿易障害に関する規制は、WTO による承認を得なければと採択されないことを意味する。以下では、WTO への貿易の技術的障害に関する通報システムについて解説する。

7.1 TBT の事前通知

上述の TBT 協定に従い、TBT に関する規制の草案は、WTO に通知されなければならない。その際、事前通知対象基準は、関連する国際規格が存在しないか、または提案された措置が既存の関連する国際規格に準拠していない場合、もしくは、提案された措置が他の加盟国の貿易に重大な影響を及ぼす可能性がある場合である。この通知行為は、欧州委員会の企業・産業総局（DG Enterprise and Industry）に設置されている EU TBT 通報・照会窓口が担当している⁵²。この通知は、上述の通り、第三国や事業者の意向を反映させるためのものであるため、草案の修正が可能な段階で WTO へ通知しなければならない。WTO 加盟国からの見解を得るまでにかかる期間はおよそ 60-90 日である⁵³。そして法案が、正式に採択されて、EU 官報に掲載された後、上述の窓口が再度、WTO に対して立法過程の通知が完了したことを報告する。

実際の WTO への事前通知の直近の例としては、ワイン、蒸留酒、農産物、伝統的な農産物の地理的情報に関する品質条件に関して定めた規則(EU)2024/1143 がある。同規則の法案は、欧州委員会によって、2022 年 3 月 31 日に各欧州機関に対して提案がなされた⁵⁴。その後、2022 年 6 月 7 日 WTO 内で、本提案に関する通知が発表され、90 日間の WTO 加盟国による見解提出が行われた⁵⁵。同規則が 2024 年 5 月 13 日に発効した後、欧州委員会は、同規則の発効開始について 2024 年 7 月 17 日に WTO 加盟国に通知を行なった⁵⁶。

日付	出来事
2022/3/31	規則提案
2022/6/7	欧州委員会が WTO へ法案を事前通知
2022/6/23	トリログ交渉開始 ⁵⁷
2022/9/5	WTO 内での意見募集が終了
2022/10/24	トリログ交渉による暫定合意 ⁵⁸
2024/2/28	欧州議会による採択完了 ⁵⁹
2024/3/26	EU 理事会による採択完了 ⁶⁰
2024/5/13	規則の発効開始
2024/7/17	欧州委員会により、同規則の発効開始を通知

⁵¹ https://single-market-economy.ec.europa.eu/single-market/barriers-trade/tbt-notification-procedure_en

⁵² <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52012DC0354>

⁵³ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52012DC0354>

⁵⁴ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/HIS/?uri=CELEX:32024R1143>

⁵⁵

<https://eping.wto.org/en/Search?domainIds=1&objectiveIds=7%2C9%2C11&countryIds=U918&freeText=wine%20products&viewData=G%2FTBT%2FN%2FEU%2F895>

⁵⁶ <https://eping.wto.org/en/Search?viewData=G%2FTBT%2FN%2FEU%2F895%2FAdd.1>

⁵⁷ https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CONSIL:ST_10784_2023_INIT

⁵⁸ https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CONSIL:ST_14942_2023_INIT

⁵⁹ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/HIS/?uri=CELEX:32024R1143>

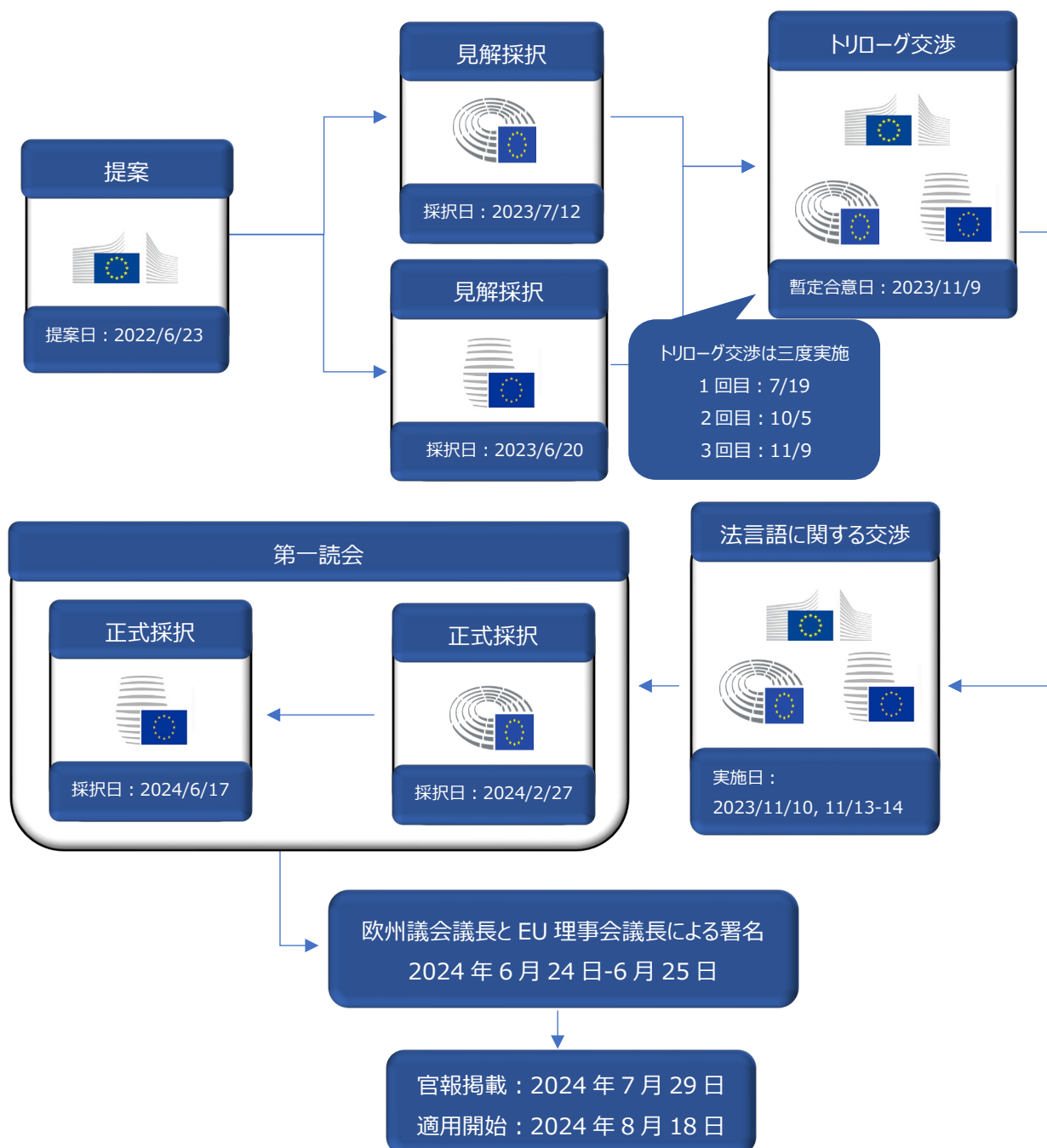
⁶⁰ https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CONSIL:ST_8550_2024_INIT

8 実際の手続の手順

以下では、EU 法の立法手続について実際の例を紹介する。なお、以下で取り扱う立法手続は、EU 域内法で主要な立法手続である通常立法手続、欧州委員会内で完結する非立法手続（Non Legislative Procedure）について紹介する。

8.1 通常立法手続

通常立法手続の実際のフローを説明するにあたり、2024 年 8 月に発効した EU 自然再生法を例に解説する。同法は、EU 域内の土地の生態系を 2050 年までに完全再生させることを目指すものである。実際に執り行われた手続の手順は以下の通り⁶¹⁶²。



⁶¹ https://law-tracker.europa.eu/procedure/2022_195?lang=en

⁶² <https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-15390-2023-INIT/en/pdf>

8.1.1 欧州委員会での提案内容の決定プロセス

自然再生法の提案にあたり欧州委員会では、リトアニア出身で環境・海洋・漁業担当の Virginijus Sinkevičius 欧州委員（当時：現在は欧州議会議員）の主導により、法案が作成された。作成にあたって、欧州委員会は、作業グループによる分析や影響評価などの調査を実施。同法案は、欧州委員会内での提案内容の採択にあたり、口頭手続（Oral procedure）を用いた採択が実施された。また、法案作成にあたり2回（2020年11月4日-2020年12月2日、2021年の1月11日-2021年4月5日）、同規則の提案が欧州委員会に正式に採択された後に1回（2022年7月24日-2022年8月22日）利害関係者からの見解募集が行われた⁶³。

8.1.2 欧州議会での採択プロセス

欧州委員会による提案が欧州議会に共有された後、2022年7月4日に欧州議会議長によって環境・食品安全・衛生委員会が自然再生法の担当委員会として任命された⁶⁴。これを受けて、自然再生法に関する報告者（Rapporteur）は、中道左派の政治グループ所属のスペイン出身の César Luena 議員が選定された。その他各政党の影の報告者（Shadow Rapporteur）は以下の通り⁶⁵。

	議員名	所属政治グループ
報告者	LUENA César	S&D
影の報告者	SCHNEIDER Christine	EPP
	RODRÍGUEZ RAMOS María Soraya	Renew
	PAULUS Jutta	The Green
	VONDRA Alexandr	ECR
	WALLACE Mick	The Left

また、自然再生法に関連する委員会として、漁業委員会（Fisheries）、農業・農村開発委員会（Agriculture・Rural Development）、地域開発委員会（Regional Development）が意見提言委員会（Committee for Opinion）に任命された⁶⁶。欧州議会内での意思決定に関する出来事は以下の通り^{67 68}。

日付	内容
2023/6/28	報告者が作成した修正案を意見提言委員会で棄却という結論が出るも、担当委員会では多数決で、採択・棄却同数の結果となり、全体会議での採択にて修正案の採択へ移行
2023/7/12	全体会議での修正案が採択
2023/11/9	トリログ交渉による暫定合意 ⁶⁹
2023/11/29	担当委員会（ENVI）で暫定合意の内容を反映した修正法案が採択
2024/2/27	欧州議会全体会議にて正式採択

⁶³ https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12596-Protecting-biodiversity-nature-restoration-targets-under-EU-biodiversity-strategy_en

⁶⁴ [https://oeil.secure.europarl.europa.eu/oeil/popups/ficheprocedure.do?reference=2022/0195\(COD\)&l=en](https://oeil.secure.europarl.europa.eu/oeil/popups/ficheprocedure.do?reference=2022/0195(COD)&l=en)

⁶⁵ [https://oeil.secure.europarl.europa.eu/oeil/popups/ficheprocedure.do?reference=2022/0195\(COD\)&l=en](https://oeil.secure.europarl.europa.eu/oeil/popups/ficheprocedure.do?reference=2022/0195(COD)&l=en)

⁶⁶ [https://oeil.secure.europarl.europa.eu/oeil/popups/ficheprocedure.do?reference=2022/0195\(COD\)&l=en](https://oeil.secure.europarl.europa.eu/oeil/popups/ficheprocedure.do?reference=2022/0195(COD)&l=en)

⁶⁷ [https://oeil.secure.europarl.europa.eu/oeil/popups/ficheprocedure.do?reference=2022/0195\(COD\)&l=en](https://oeil.secure.europarl.europa.eu/oeil/popups/ficheprocedure.do?reference=2022/0195(COD)&l=en)

⁶⁸ <https://www.europarl.europa.eu/legislative-train/theme-a-european-green-deal/file-restoration-of-healthy-ecosystems>

⁶⁹ <https://www.europarl.europa.eu/legislative-train/theme-a-european-green-deal/file-restoration-of-healthy-ecosystems>

8.1.3 EU 理事会での採択プロセス

EU 理事会では、当時の議長国のもとで、EU 自然再生法に関する内容精査、修正案の作成、採択は、環境部門が担当することが決定した。作業部会は、欧州委員会からの提案内容の精査・修正や加盟国の意見の反映を目的に 20 回の会議を行った。加えて、農漁業理事会とエネルギー理事会が 2022 年 11 月から 2023 年の 3 月にかけて法案に対する見解を発表した。これらの内容を基に、作業部会が、修正案を COREPER I に提出し、2023 年 6 月 16 日に COREPER I は、同法案を A 項目と判断した。トリログ交渉による欧州議会との暫定合意を形成後、2024 年 6 月 17 日に EU 理事会にて自然再生法が正式採択された。投票結果は、賛成が 20 票、反対が 6 票、棄権が 1 票という結果となった⁷⁰。EU 理事会内での主な動向は以下のとおり⁷¹。

日付	内容
2023/6/16	修正案が作業部会より、COREPER I へ提出。COREPER I にて内容が大筋合意され、「A」アイテムと認定
2023/6/20	EU 理事会（環境理事会）にて修正案（見解）に合意 ⁷²
2023/11/9	トリログ交渉による暫定合意 ⁷³
2024/6/17	EU 理事会（環境理事会）にて、暫定合意の内容を反映した修正法案が正式採択 ⁷⁴

8.2 実施規則

実際の実施規則の採択プロセスに関しては、以下の通り、2022 年 6 月 8 日に適用された実施規則（EU）2022/892 を例として解説する。本実施規則は、地理的表示（Geographic Indication : GI）の申請内容の修正に関する規定を定めた実施規則（EU）668/2014 に対して新たな規定を定めるものである⁷⁵。欧州委員会が発表した同実施規則の草案の精査や内容の承認は、農業製品品質政策委員会（Agricultura Products Quality Policy committee）がコミットロジープロセスを担当している⁷⁶。同委員会では審査手続を採用しており、3 月 18 日に QMV にて、同実施規則案が承認された⁷⁷。本規則の採択までの主な動向は以下の通り⁷⁸。

日付	内容
2022/1/26	農業製品品質政策委員会による会合実施 ⁷⁹
2022/2/9- 2022/3/9	利害関係者からの意見募集を Have Your Say プラットフォームにて実施 意見募集の結果は リンク よりアクセス
2022/2/10	農業製品品質政策委員会にて対象法案に関する審議開始 ⁸⁰
2022/2/15- 2022/2/17	農業製品品質政策委員会による会合実施

⁷⁰ <https://www.consilium.europa.eu/en/general-secretariat/corporate-policies/transparency/open-data/voting-results/?ActType=1&ActNumber=&DocNumber=&InterinstNumber=&Title=nature+restoration&DateFrom=&DateTo=&Session=0&CouncilAction=0&VotingRule=0&VotingProcedure=0&PolicyArea=0&Country=0&VoteFor=on&VoteAgainst=on&VoteAbstain=on&VoteNotParticipating=on>

⁷¹ https://law-tracker.europa.eu/procedure/2022_195?lang=en

⁷² <https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2023/06/20/council-reaches-agreement-on-the-nature-restoration-law/>

⁷³ <https://www.europarl.europa.eu/legislative-train/theme-a-european-green-deal/file-restoration-of-healthy-ecosystems>

⁷⁴ <https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2024/06/17/nature-restoration-law-council-gives-final-green-light/>

⁷⁵ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32022R0892>

⁷⁶ [https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/PIN/?uri=pi_com:C\(2022\)1970](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/PIN/?uri=pi_com:C(2022)1970)

⁷⁷ <https://ec.europa.eu/transparency/comitology-register/screen/documents/080179/1/consult?lang=en>

⁷⁸ [https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/PIN/?uri=pi_com:C\(2022\)1970](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/PIN/?uri=pi_com:C(2022)1970)

⁷⁹ <https://ec.europa.eu/transparency/comitology-register/screen/meetings/CMTD%282022%29150/consult?lang=en>

⁸⁰ <https://ec.europa.eu/transparency/comitology-register/screen/documents/078551/1/consult?lang=en>

2022/3/10	農業製品品質政策委員会による会合実施 ⁸¹
2022/3/18	農業製品品質政策委員会にて利害関係者の意見と同委員会による見解を反映した修正案を承認 ⁸²
2022/4/1	欧州委員会によって正式採択
2022/6/8	EU 官報掲載・適用開始

8.3 委任規則

実際の委任規則の採択プロセスに関しては、2024 年 1 月 9 日に適用された委任規則（EU）2024/230 を例として解説する。同委任規則は、EU が認証した第三国の有機食品の管理機関(Control authority)、もしくは管理当局（Control body）による提出文書に関する規定を改正するものである。本規則を通して、欧州委員会によるこれらの機関への EU の有機食品に関する規則遵守の管理強化を目指している。本規則における専門家委員会は、欧州委員会の農業・農村開発総局（DG AGRI）の管轄にある有機製品に関する専門家グループ（Expert Group on Organic Products）が担当した⁸³。同専門家グループは、欧州委員会が作成した本委任規則の草案を精査し、草案における懸念事項を欧州委員会に対して提言している。本委任規則の採択に至る主な流れは以下の通り⁸⁴。

日付	内容
2023/5/30- 2023/5/31	有機製品に関する専門家会議実施
2024/7/5	有機製品に関する専門家会議実施
2023/7/11- 2023/8/8	利害関係者からの意見募集を Have Your Say プラットフォームにて実施 意見募集の結果は リンク よりアクセス
2023/10/3- 2023/10/4	有機製品に関する専門家会議実施、欧州委員会による正式採択に向けた措置を開始
2023/10/25	欧州委員会によって正式採択
2024/1/9	EU 官報掲載・適用開始

9 結びに代えて

EU 法は、様々な関係機関が立法過程に関与し、様々な立法行為・手続きを通して作成されており、各法律の立法過程の進捗状況を見極めるのは容易ではない。加えて、立法過程において、EU 機関同士での意見の対立やステークホルダーによるロビー活動などがみられることによって、各法案の正式採択までの流れも全く異なる様相を呈する場合がある。しかし、これは、それぞれが代表するステークホルダー（加盟国や EU 市民、欧州内外の事業者などを含む）の意見を最大限 EU 法に反映させようとする EU の意思が示されているという見方もできる。EU 法は、それによって影響を受けるステークホルダーの意見が反映されているといえる。

⁸¹ <https://ec.europa.eu/transparency/comitology-register/screen/meetings/CMTD%282022%29424/consult?lang=en>

⁸² <https://ec.europa.eu/transparency/comitology-register/screen/meetings/CMTD%282022%29444/consult?lang=en>

⁸³ <https://ec.europa.eu/transparency/expert-groups-register/screen/expert-groups/consult?lang=en&groupID=3612>

⁸⁴ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/PIN/?uri=celex:32024R0230>